

# 震災で親をなくした子ども達の状況と支援対策について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

## 1. 児童相談所による要保護児童の確認と相談

○3月11日の震災発生を受け、3月15日に通知を発出し、被災地以外の各自治体へ、児童福祉関係職員の派遣の協力依頼をしたところ、396人(児童指導員19、児童福祉司85、児童心理司61、保育士198、その他33)の職員の派遣が可能との回答があった。

○被災地自治体からの要請を受けて、児童福祉司、児童心理司等を派遣し、地元の児童相談所の職員とチームを組んで、各避難所等を巡回し、要保護児童を把握。また、児童との面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施

- ① 岩手県：3月25日～31日、5月9日～13日（19名を派遣）
- ② 宮城県：4月5日～7月22日、8月1日～26日（146名を派遣）、  
8月29日～9月2日（2名を派遣中）
- ③ 福島県：4月11日～15日（12名を派遣）

○8月31日現在、合計234人(岩手県93人、宮城県120人、福島県21人)の確認が行われている。

- ・ 今回の震災で両親が共に死亡又は行方不明となった児童の数(ひとり親家庭であって、今回の震災によりそのひとり親が死亡又は行方不明となった児童を含む)。
- ・ 多くは親族の自宅で、一部は避難所で親族と一緒に生活している。

○ひとり親となった児童についてもその把握に努めており、ひとり親となった家庭が必要な支援を受けられるよう、年金事務所やハローワークの窓口等にひとり親家庭に対する支援策の概要や照会先を記載したチラシを置いて周知している。

- ・ 8月31日現在、合計1,295人(岩手県445人、宮城県711人、福島県139人)の確認が行われている。

## 2. 子どもの心のケア等

- 『震災により親を亡くした子どもへの対応について』(国立成育医療研究センター作成)(支援者向けの留意点)『社会的養護における災害時「子どもの心のケア」手引き』(日本子ども虐待防止学会社会的養護ワーキンググループ作成)を地方公共団体、児童相談所、児童福祉施設等に配布。
- 心のケアについては、精神科医、看護師等から構成される「心のケアチーム」44チームを確保し、8月26日現在、9チームが活動を行っている。
- 子どもの心のケアに関わる児童精神科医の被災地への派遣に際する精神保健福祉主管部局との連携について岩手県、宮城県、福島県、仙台市に周知。
- 第1次補正予算で、地方自治体において、児童福祉の専門職種の者が、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携を図りながら、被災した児童への相談・援助を行う費用の補助を計上。(27億円、安心こども基金の積み増し)

## 3. 要保護児童の受け入れについて

- 児童相談所は、把握した子どもの状況に応じて、できる限り親族による引き受けを調整し、その際、必要に応じ親族里親の制度等も活用する。
- 親族による里親の申請102件(児童136人)うち認定99件(児童133人)(平成23年8月31日現在)
- また、親族による引き受けがされない児童は、養育里親やファミリーホームなどへの委託を調整し、必要な場合には一時的な生活場所として児童養護施設への入所を行う。  
  
(参考) 阪神淡路大震災では、兵庫県における震災孤児は68名。そのうち60名が親族引き取りで、知人引き取り2名、自宅生活5名で、施設は1名。兵庫県ではこのほか遺児は322名、そのうち母が死亡188名、父が死亡144名。

## 4. 経済的支援(別紙参照)

- 遺族基礎年金、遺族厚生年金
- 労災保険の遺族補償年金等
- 年金が支給されない場合は児童扶養手当
- 更に必要に応じ、3親等以内の親族の場合は親族里親、4親等以上の場合は養育里親制度

## 震災孤児・遺児(ひとり親家庭)に対する経済的支援(概要)

	年金		労災 (遺族補償年金等)	児童扶養手当	子ども手当	里親
	遺族基礎年金	遺族厚生年金				
支給要件	国民年金の加入者(20歳以上60歳未満の全国民)が死亡  *死亡した加入者の「保険料納付済期間」+「保険料免除期間」が国民年金加入期間の2/3以上あることが必要  *今回の震災で行方不明となった者の生死が3ヶ月間分からない場合には、失踪宣告を待たず、死亡日を3月11日と推定	厚生年金の加入者(70歳未満の正規労働者)が死亡	労働者が業務災害又は通勤災害で死亡	児童(18歳年度末までの父又は(及び)母が死亡又は生死不明  *「子又は受給者が労災・年金受給」あるいは「子が里親委託」の場合、不支給	子ども(15歳年度末まで)がいること	・都道府県等が児童の養育を委託する者として認定 ・児童相談所が個別に養育を委託(原則児童が18歳まで、20歳まで延長可)
支給対象者	死亡した者によって生計維持されていた ①子(18歳年度末まで) ②子のある妻	死亡した者によって生計維持されていた ①子(18歳年度末まで) ②妻 ③55歳以上の夫(60歳まで支給停止)など	死亡した者によって生計維持されていた ①子(18歳年度末まで) ②妻 ③55歳以上の夫(60歳まで支給停止)など	①当該児童を監護する母 ②当該児童を監護・生計同一の父 ③当該児童を養育する養育者	①子どもを監護・生計同一の父又は母 ②子どもを監護・生計維持の養育者  *里親委託や施設入所で子ども手当が出ない場合、同額を安心子ども基金から支給	親族里親 : 父母が死亡等により養育できない児童の三親等内親族 養育里親 : 上記以外の里親 * おじ・おばは養育里親に変更する予定(9月目途)
支給主体	国(手続等は日本年金機構の年金事務所)		国(手続等は都道府県労働局又は労働基準監督署)	都道府県、市、福祉事務所設置町村	市町村	都道府県、指定都市、児童相談所設置市
支給月額(23年度)	65,741円 +子の加算(1子・2子18,916円、3子以降6,300円)	加入期間や報酬に応じて異なる	労働者の賃金、遺族の数に応じて異なる	月額41,550円  *一定の年収以上の場合、全部又は一部支給停止	月額13,000  *平成23年10月分以降の手当については与野党で調整中	親族里親 : 一般生活費47,680円、教育費等(実費・定額) 養育里親 : 上記に加え里親手当72,000円
支給時期等	2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回、2か月分ずつ支給			4月、8月、12月の年3回、4か月分ずつ支給	2月、6月、10月の年3回、4か月分ずつ支給	毎月支給